

平泉「浄土」体感文化観光プログラム造成業務

業務仕様書

令和8年6月

岩 手 県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「平泉「浄土」体感文化観光プログラム造成業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関し、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様等を明らかにし、企画提案に参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務名称

平泉「浄土」体感文化観光プログラム造成業務

2 本業務の目的

「いわて平泉歴史文化観光地域計画（以下「地域計画」という。）」

(https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/bunkakanko/pdf/94151601_02.pdf)

は、平和を目指した理想郷～浄土～である計画地域（平泉町、一関市及び奥州市）において、平和を目指して奥州藤原氏によって作られた理想郷「浄土」における魅力向上と周遊促進に取り組み、当時の人々の願いを感じながら「浄土」を生み出した地域の豊かさを体感することで、世界遺産及び関連遺産の価値についての理解の深化に繋げようとするもの。

本業務は、地域計画に基づき、計画地域の文化資源を最大限に活用し、来訪者のニーズ・動向を踏まえた周遊促進、滞在時間の延長、満足度向上を図ることにより、文化資源の価値や、現代にも残る「浄土」の表現、それに込められた奥州藤原氏の理想などに対する来訪者の理解・共感を得るとともに、地域活性化につなげることを目的とする。

具体的には、周遊のゲートウェイとなる平泉世界遺産ガイダンスセンターへの来訪者誘導を強化し、同センターを拠点とした地域計画区域内の周遊を促進する。また、魅力的な地域文化体験コンテンツを整備し、来訪動機を高めるとともに、持続可能な文化観光地域づくりのための体制構築を目指す。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月15日(月)まで

4 予算額

7,139千円以内（税込）

5 本業務の内容

(1) 実施内容

本業務では、地域計画に基づき、計画地域の文化資源を最大限に活用し、来訪者のニーズ・動向を踏まえた周遊促進、滞在時間の延長、満足度向上を図ることにより、文化資源の価値や、現代にも残る「浄土」の表現、それに込められた奥州藤原氏の理想などに対する来訪者の理解・共感を得るとともに、地域の活性化につなげる。

来訪者に「浄土」の体感を通じて地域や文化資源について理解を深めてもらうため、テーマを軸としたストーリー（物語性）の構築と、体感型の周遊プログラムの開発やプログラムを発信するためのツール作成、統一的な解説方針やガイド手法等の確立を図るとともに、施設や観光事業者等、地域内での連携体制を強化することを目指すものである。

以上を踏まえ、「地域計画」のコンセプトである『平和を目指した理想郷「浄土」の体感』をテーマに次の項目を実施すること。

ア 周遊プログラムの開発

(ア) 地域資源の洗い出しと価値づけ

- ・ 「地域計画」の計画区域周辺の地域の文化・自然・食・産業・生活資源、体

験メニュー、関連施設等の地域の資源の洗い出しや新たな体験コンテンツ等の造成を行ったうえで、テーマに沿った価値づけや整理を行うこと。

(イ) ストーリー構築

- ・ テーマを軸に、一貫したストーリー（物語性）を構築すること。

(ウ) 周遊プログラムの開発

- ・ 「ひらいずみ遺産」 (<https://www.hiraizumi-heritage.pref.iwate.jp/>)のほか、上記で価値づけした地域資源を組み合わせ、ストーリーに沿った滞在型の周遊プログラムを開発すること。
- ・ 周遊プログラムには、参加型や没入型の要素を付加し、見るだけではなく、体験型とし、旅の余韻が残る満足度の高いものとする。
- ・ 開発したプログラムは、地域が将来にわたって活用できるものとする。
- ・ 「岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター」をゲートウェイとして設定すること。
- ・ 最低でも次の2つのプログラムを開発すること
 - ① レンタサイクルや巡回バスで回れる周遊プログラム（平泉町内周遊）
 - ② ガイドタクシーや自家用車で回れる周遊プログラム（ひらいずみ遺産等の広域周遊）

(エ) 周遊プログラムの利用ツール（マップ等）の作成

- ・ 開発した周遊プログラムを一般来訪者または地域のガイドが利用できるようにするためにマップ等の利用ツールを作成すること。
- ・ 上記のほか、開発した周遊プログラムを一般社団法人世界遺産平泉・一関DMO（以下、「DMO」という。）が運営する「ヒライズミーツ」のホームページ (<https://hiraizu-meets.com/>) に掲載内容や構成をDMOと協議の上、掲載すること。

イ ガイドシナリオ等の作成

(ア) ガイドシナリオ及びマニュアルの作成

- ・ 施設や観光事業者、体験コンテンツ提供者、ガイド等が地域内で統一的な解説を行い、効果的な価値伝達ができ、来訪者の理解が深まるよう、ストーリーに沿った対話型で物語性のあるガイドシナリオ及びガイドマニュアルの作成を行うこと。

(イ) ガイド教本の作成

- ・ 地域事業者等がガイド等へガイドシナリオを教えるための教本を作成すること。

ウ 報告書作成

- ・ 実施内容と持続可能な運営に向けた提言を盛り込んだ報告書を作成すること。

エ その他（自由提案）

- ・ 企画提案参加者は、上記ア～ウによらず、本業務の目的の達成に資する取組の企画・運営・管理について、予算の範囲内で提案することを妨げない。

(2) 業務実施に係る留意事項

ア 業務目的及び地域計画コンセプトの理解

地域計画の内容を十分に理解した上で業務にあたること。特に、地域計画のコンセプト（基本的な方向性）を踏まえて業務を進めること。

イ 実施体制

本業務の遂行にあたっては、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業」の趣旨を踏まえ、地域の文化資源を活用した観光・周遊・体験型コンテンツの開発に関し、十分な実績・経験・知見を有する専門家を参画させること。

ウ 文化資源の洗い出し及び体験価値の評価分析

周遊プログラムの制作にあたっては、既存観光コンテンツの体験価値評価、平泉文化遺産の深層的価値発掘、来訪者のニーズ・動向を踏まえた「物見遊山型」から「体験型観光」への転換方策検討を行うこと。

エ 地域関係者との密接な対話・調整

- ・ 本事業の推進に必要な地域関係者（事業者、団体等）を特定・抽出したうえで、地域関係者との密接な対話や調整を通じ、現状の課題分析、来訪者のニーズ・動向を踏まえたプログラムの造成やガイドマニュアル、教本の作成を行い、来訪者のニーズに応えるとともに、地域関係者にとって使用しやすいものとなるよう留意すること。

[想定される地域関係者]

地域計画の3ページに記載の「いわて県南歴史・文化観光推進協議会」構成員

6 納期及び成果物

(1) 納期

令和9年3月15日（月）までに納品すること。

(2) 成果物

ア 実施報告書	紙媒体及び電子媒体	各1式
イ 周遊プログラムの利用ツール（マップ等）	紙媒体及び電子媒体	各1式
ウ ガイドシナリオ及びガイドマニュアル	紙媒体及び電子媒体	各1式
エ ガイド教本	紙媒体及び電子媒体	各1式

(3) 納品場所

岩手県文化スポーツ部文化振興課

7 留意事項

- (1) 受託者は、委託業務を誠実に遂行するものとし、本業務の準備あるいは実施に際して、随時、県と協議すること。
- (2) 契約に際しては、企画提案の内容及びその後の協議に応じて、仕様を変更することがあること。

8 契約に関する条件等

(1) 再委託に関する事項

ア 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

- (ア) 本業務の受託者は、業務を一括して又は主たる部分を再委託してはならない。
- (イ) 受託者における遂行責任者を再委託先事業者の社員や契約社員とすることはできない。
- (ウ) 受託者は再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。
- (エ) 再委託先における情報セキュリティ確保については受託者の責任とする。

イ 承認手続き

- (ア) 本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した再委託承認申請書を県に提出し、あらかじめ承認を得ること。

- (イ) 再委託先の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書面を県に提出し、承認を受けること。
- (ウ) 前項による再委託の相手方が更に委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる場合（以下「再々委託」という。）には、当該再々委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再々委託を行う業務の範囲を書面で報告すること。
- ウ 再委託先の契約違反等
再委託先において、本業務仕様書の遵守事項に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、受託者が一切の責任を負うとともに、県は、当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。
- (2) 再委託の相手方
受託者は、上記(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。
- (3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求
 - ア 県は、本業務の履行につき、著しく不相当と認められるときは、受託者に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - イ 県は、上記(1)イにより、受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果の請求を受けた日から10日以内に、県に対して通知しなければならない。
- (4) 契約不適合責任
 - ア 検収完了後、契約の成果物に不適合があると認められる場合は、県は、期限を指定して再履行を請求し、又は不適合の程度に応じた委託料の減額を請求することができる。なお、県の損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。
 - イ アの場合において、その不適合が県の提供した資料等の性質又は県の与えた指示によって生じたものであるときは、県は、その不適合を理由として再履行の請求、委託料の減額請求、損害賠償の請求及び本契約の解除をすることができない。ただし、受託者がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。
 - ウ 受託者がア及びイに定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、検収完了後1年以内であって、かつ県が当該契約不適合を知った時から1か月以内に県から当該契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、契約の成果物を県に引き渡したときにおいて、受託者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
- (5) 知的財産権の帰属
 - ア 本業務に係る作業過程において作成した成果物、プログラムに対する権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む）は、県から受託者に本業務に係る費用が完済されたとき、受託者から県へ移転するものとする。ただし、権利の移転前であっても、県が必要な範囲において成果物を利用できることとする。
 - イ パッケージ等を利用する場合、受託者が従前から有しているパッケージ等に関する著作権については、受託者に帰属するものとする。この場合において、県は、当該パッケージ等について開示、利用及び改変を行うことができるものとする。
 - ウ 受託者は、本業務の成果物に係る著作者人格権を行使又は主張しないものとする。
 - エ 成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合、当該著作物の使用に関しての費用負担を含み一切の手続きを行うこと。
 - オ システムに登録したデータ（初期設定により登録したデータを含む。）に係る権利

は、県に帰属するものとする。

カ 受託者は使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。

(6) 機密の保持

ア 受託者は、本業務に係る作業を実施するに当たり、県から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本業務に係る作業以外の目的で利用しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報は、除くものとする。

(ア) 県から取得した時点で、既に公知であるもの。

(イ) 県から取得後、受託者の責によらず公知となったもの。

(ウ) 法令等に基づき開示されるもの。

(エ) 県から秘密でないと指定されたもの。

(オ) 第三者への開示又は本業務に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に県に協議の上、承認を得たもの。

イ 受託者は、県の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、或いは複製しないものとする。

ウ 受託者は、本業務に係る作業に関与した受託者の所属職員が異動した場合においても、機密が保持される措置を講ずるものとする。

エ 受託者は、検収後、受託者の事業所内部に保有されている本業務に係る県に関する情報を、裁断等の物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法により、速やかに抹消するとともに、県から貸与されたものについては、検収後1週間以内に県に返却するものとする。

(7) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、個人情報の保護等に関する条例（令和4年12月22日岩手県条例第49号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

(8) その他

本業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行うものとする。